

～生活保護に関してお困りの方へ～
日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

相談料
無料

生活保護 ホットライン

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が対応します。
 - ・ 生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
 - ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
 - ・ 申請書がもらえない。
 - ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる等
 - ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
 - ・ 保護費を“天引き”されている。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません
（各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。）。



ひ ん こ ん は な く す
0120-158-794

2025年11月26日(水)

10:00～20:00

16:00～20:00(奈良弁護士会)

※弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください
（実施案内は日弁連ウェブサイトに掲載しています。）。

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、16時以降は、電話がつながりにくくなることが見込まれますので、早めの御電話をおすすめします。